

2022 年 9 月

株主・派遣取締役の情報共有

弁護士 松下 由英

Contents

- 法人取締役の不許により、法人株主は、派遣取締役から情報共有を受ける構造になる。
- 派遣取締役を介した株主への情報共有は場面に依拠してその可否と範囲を検討する必要がある。
- 改訂 CGS ガイドラインには投資家株主から取締役を選任する際の視点がまとめられている。

1. 法人取締役

会社法上、法人は取締役になることができません(会社法第 331 条第 1 項第 1 号)。これは旧商法時代からの解釈であって、会社法で明文化されています。法人が株主として法人の名義で権利行使できることからすれば、法人の名義で取締役として活動することは当然に否定されるべきものではないように思われます。しかしながら、取締役としての責務は最終的には自然人に負わせるのが妥当、という価値判断から、日本の会社法は法人取締役を認めていないと考えられます。

このように、法人取締役が認められていないことから、法人株主は、その投資先(以下「対象会社」)の取締役に自己の名義で就任することはできず、取締役としての関与が必要となる場合、自然人(例えば自己の取締役や従業員等)を対象会社の取締役として指名し、選任させる(以下「派遣取締役」)必要があります。対象会社に複数の株主が存在する場合、一部の法人株主が、株主としての立場で取得できる以上の情報を得るためには、派遣取締役を通じて情報収集を行う必要があり、派遣取締役からの情報共有が確保されることが実務上重要になります。

2. 合併会社における派遣取締役

合併会社において、合併パートナーである株主によって締結される合併契約に、株主それぞれに一定数の取締役を指名する権利を与える旨が規定されるのが通例です。これにより、法人株主は、株主として取得できる情報に加え、派遣取締役を通じて、事実上、合併会社の情報にアクセスすることが可能になります。

他方、派遣取締役個人の立場に着目すると、派遣取締役は、取締役として合併会社に対して善管注意義務を負い、忠実にその職務を行うことが期待されています。かかる善管注意義務の一環として、取締役は、合併会社に対して守秘義務を負います。そして、法的な整理としては、特定の株主からの派遣取締役であることにより、取締役の義務内容に違いは生じません。そのため、自己を指名した法人株主の意向に沿って情報共有を行った場合に、かかる合併会社に対する守秘義務に反する場面が生じ得ます。

上記のような合併会社の場合、合併会社が取締役を派遣する法人株主らは、お互いに、自己の派遣取締役を通じて合併会社の情報を取得することを想定しており、また、合併会社としても、株主のサポートを期待して株主への情報共有を当然に想定している場合も多いものと考えられます。株主への情報共有が法令（例えば、競争法や投資・安全保障貿易管理に関する規制）や合併会社が第三者に対して負う守秘義務に違反する場合は別として、株主の全員（及び合併会社）が派遣取締役から株主への情報共有に明示的又は黙示的に合意している場合は、派遣取締役から法人株主への情報共有が問題になることは、ほとんどありません。実務上は、万が一事後に紛争となった場合に備えて、合併契約において、株主間でお互いの派遣取締役の善管注意義務違反を追及しない旨の規定をおくことや、派遣取締役から株主への情報共有の可否・範囲やその手続を規定しておくこともあります。

3. 派遣取締役から株主への情報共有

合併会社の場合と異なり、一部の株主への情報共有について、株主間で共通の理解が存在しない場合には、守秘義務違反の問題が顕在化します。

このような場合に、派遣取締役が、自らが負う守秘義務の下で、特定の株主に対して、どのような範囲で対象会社の情報を共有することが許されるかについて明確なルールや確立した実務上の指針等は存在していません。守秘義務を含む善管注意義務に違反するかどうかの判断には、具体的な事情を前提とした個別判断が必要である一方で、派遣取締役から株主への情報共有の場面は、類型化してルール化できる程に議論がなされていないのが実情です。

もっとも、①特定の株主に共有しても対象会社の事業に何ら影響を与えないような情報は、共有しても対象会社の利益に反するところがないため、そもそも対象会社に対する守秘義務の対象外と考えられます。そして、②特定の株主に共有した場合に対象会社の事業に影響を与える可能性がある情報であっても、最終的に対象会社の企業価値の向上を目的とした情報共有（例えば、株主のリソース等を活用する目的での情報共有）であれば、守秘義務に違反しないとされる場面はあり得るものと考えられ、逆に、対象会社と一部の株主の事業が競業している状況で、対象会社のビジネスの機会を奪う可能性のある情報を株主に共有するような場面は、守秘義務違反の問題を生じさせる可能性が高いと考えられます。

言い方を変えれば、①対象会社の利益を害しない（対象会社と株主との利益の相反がない）場合には守秘義務は問題とならず、②対象会社の利益と株主の利益が相反する場合でも、場面に応じて守秘義務違反かどうか判断される、と整理できます。

4. 「投資家株主から取締役を選任する際の視点」

2022 年 7 月 19 日付で「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針(CGS ガイドライン)」（以下「CGS ガイドライン」）の改訂版が公表されており、投資家株主の関係者を取締役として選任する事例の増加などを踏まえて、別紙 3 として、「投資家株主から取締役を選任する際の視点」が追加されています¹。

CGS ガイドラインは、「コーポレートガバナンス・コードにより示された実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を企業が実践するに当たって考えるべき内容をコーポレートガバナンス・コードと整合性を保ちつつ示すことでこれを補完するとともに、「稼ぐ力」を強化するために有意義と考えられる具体的な行動を取りまとめたものである」とされています。そして、別紙 3 の「投資家株主から取締役を選任する際の視点」は、「投資家株主の関係者」を取締役として選任する事例があることを踏まえ、その際の利益相反、情報管理、独立性・社外性、

¹ <https://www.meti.go.jp/press/2022/07/20220719001/20220719001.html>

開示などの留意事項を概括的に指摘するものです。具体的には、上場会社に投資しているファンドに属する者が取締役となるケースを念頭においた分析となっています。

ここでは CGS ガイドラインの詳細には立ち入りませんが、合併会社の場合と比較して、より対象会社や他の株主との利害対立が鮮明になる新たな類型についての議論を示すものとして興味深いものといえ、今後の議論の深化が期待されます。

本ニュースレターは、最新の法律分野に関するトピックや法改正の内容をお知らせする目的で発行されるものではなく、弁護士が日々の業務を行うに際して接した出来事等をもとに、それに関連する法律問題を取り上げ、既の実務で問題となっている事項や今後議論が予定されている事項等を簡単に紹介することを目的としています。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 松下 由英(yoshihide.matsushita@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。